誘導施策

都市機能誘導区域への都市機能増進施設の誘導や、居住誘導区域への居住の誘導、さらに都市機能や居住を 効果的に維持・誘導を図るための公共交通ネットワークの形成や、誘導区域外における生活を支えるため、関 連部局と連携しながら誘導施策を総合的に展開していきます。

まちづくり方針1 滝川暮らしの質の向上

- ①JR 滝川駅周辺における滞在・交流を生む拠点 の形成
- ②ウォーカブルで都市拠点の魅力を高める取組 ③広域公共交通ネットワークの確保 の展開
- ③都市拠点における居住の誘導
- ④都市機能を確保するための居住誘導と土地利 用の維持、ネットワークの確保
- ⑤生活に必要な公共交通ネットワークの形成
- ⑥公共交通の利用促進策の推進
- ⑦公共施設等の適正配置

まちづくり方針2 滝川に人を惹きつける魅力の創造

- ①高次都市機能の立地を確保する土地利用の維持
- ②広域道路ネットワークの形成
- 4 交流拠点の形成
- ⑤高齢者に対応した住宅の供給・整備
- ⑥移住・定住を支える住宅供給
- ⑦空きビル・空き家・低未利用地等の有効活用と不動産 の流動化の促進
- ⑧自然環境・農地の保全
- ⑨コンパクトなまちづくりと連動した都市公園の再編

防災指針(防災・減災まちづくりの取組方針と取組)

居住誘導区域等における災害リスクに対して、計画的かつ着実に必要な防災・減災対策に取り組むための指 針を設定します。

取組方針①被害の回避

- 災害ハザードエリアにおける誘 導区域の除外
- 災害ハザードエリアにおける開 発抑制
- ・災害ハザードエリアからの移転 に関する支援の検討

取組方針② ハードとソフトによる防災・減災対策

- ・国、北海道と連携した河川の治水対策、土砂災害防止対策の推進
- ・国、北海道と連携した緊急輸送道路の計画的な整備の推進
- 大規模水害時を想定した庁舎機能の移転対策等、防災対策の推進
- 水道施設、下水道施設等の防災対策の推進
- ・要配慮者施設等も含めた早期に避難できる体制の整備
- 市民や関係機関等との情報伝達体制の強化
- ・出前講座などを通じた避難所や避難行動の周知
- ハザードマップの作成と市民への周知(継続)
- 防災訓練や防災意識を高める取組による防災教育の推進
- •「コミュニティ・タイムライン」の作成
- ・非常用物資の備蓄推進 など

目標値の設定

本計画の必要性や妥当性を市民等の関係者に客観的かつ定量的に提示するとともに、PDCA サイクルが適 切に機能する計画とするため、計画の目標値を設定します。

			目標値	
	評価指標	基準値	【中間年】 R14(2032)	【目標年】 R24(2042)
都市機能 誘導	誘導施設の新たな立地	6施設 (R4/2022)	9 施設	13 施設
居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	32.6 人/ha (H27/2015)	27.4 人/ha ※参考:推計値 26.6 人/ha	24.3 人/ha ※参考:推計値 22.4 人/ha
公共交通 ネットワーク	市内を循環するバスの年間利 用者の推計値	約 16 万人 (R3/2021)	約 14 万人	約 12 万人

発 行 : 滝川市 〒073-8686 滝川市大町1丁目2番15号 滝川市役所4階 TEL:0125-28-8038

滝川市立地適正化計画

令和5年3月 滝川市

計画策定の目的・背景

滝川市では、人口減少・高齢化の進行、厳しい財 政状況、公共施設等の老朽化、中心市街地の空洞化 などの課題を抱えている中、人口減少下において も持続可能で効率的なまちづくりを進め、利便性 の高い都市構造の実現に向けた「滝川市立地適正 化計画」を策定します。

位置づけ:都市計画マスタープランの一部に位置付けられる計

画です。

計画期間: 令和 5 年度(2023 年度) ~ 令和 24 年度

(2042 年度) のおおむね 20 年間とします。

計画区域:都市計画区域全域を対象とします。

◎なぜ、いま「コンパクトシティ」か? 「立地適正化計画」か?

①人口減少によって、市街地のスポンジ化・低密度化が進 行し、商業等の生活利便施設の減少も懸念されるた め、防災面を考慮しながら、ある程度の人口密度を保 ち、生活関連機能を維持確保していく区域を「今から」 示し、各種誘導策を連動させていくことが必要。

②商業・医療等の生活利便施設の維持・誘導のほか、老 朽化した公共施設の建て替え等にあたっては、目指すべ きまちづくり・都市構造の実現を推進するため、これら の施設・機能をどこに配置・誘導していくべきなのか、 方針とその区域を「今まさに」立てておくことが必要。

立地適正化計画を策定し、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進

居住誘導区域を設定して誘導

都市機能誘導区域を設定して誘導

◎コンパクトシティをめぐる誤解

誤解 前提 多極型 一極集中 ・中心的な拠点だけではなく、旧町村の役場周辺などの生活拠点 も含めた、多極ネットワーク型のコンパクト化を目指す 全ての人口の集約を図るものではない 全ての人口の ・たとえば農業等の従事者が農村部に居住することは当然 集約 ・居住誘導区域外における居住を否定するものではない あくまで「誘導」による集約 強制的な ・インセンティブを講じながら、時間をかけて緩やかに居住の集 集約 約化を推進(誘導)

まちの状況

●人口減少の進行

H27年(2015年): 41,192人 15,000 人以上減少 _____

R27年(2045年): 25,318人

●都市機能の分散

- 交通、商業、医療、教育、行政等の一部の 都市機能が分散して立地
- ●災害リスク
- 市街地の広範囲が浸水想定区域に含まれる

●公共施設の老朽化

•R23年(2041年)には、建築後30 年経過した施設が全体の93.3%を占める

①生活利便性の低下

- 各地区にある商業施設、医療施設等の撤退
- ・公共交通利用者数の減少による、さらなるサービス水準の低下



まま対策を講

い

る





- ②被災可能性のある地域への居住が継続される
- ③空き家・荒廃地の増加
- ④厳しい財政状況の深刻化
- ⑤コミュニティの維持が困難

まちづくり方針・誘導方針

基本的な 考え方

八 ヮ まプ ちラ りネ U

の

まちづくり方針(ターゲット)

滝川暮らしの質の向上

人口流出を抑制する 定住環境の整備

"暮らし"と"魅力"の 相乗効果を生む まちづくり

滝川に人を惹きつける 魅力の創造

人口流入・交流人口拡大を 促進する環境の整備

誘導方針(ストーリー)

- ①まちなかの魅力向上
- ②地域生活に必要な都市機能の確保
- ③生活を支える交通ネットワークの形成
- ④災害に強いまちづくり
- 5公共施設等の適正配置

- ①商業等の高次都市サービスの確保
- ②広域交通ネットワークの確保
- ③産業を支える拠点とネットワークの充実
- 4魅力ある住宅・住環境の形成
- ⑤自然環境との共生・住環境の確保

将来都市構造

将来都市構造は、「誘導方針」を展開 する対象として、「広域」-「市街地」-「農村部・郊外部」という3層構造で構 成したコンパクト・プラス・ネットワー クの都市構造を目指します。

3層構造のコンパクト・プラス・ ネットワークの都市構造

広域の交流を支える拠点・ネットワ ークを形成

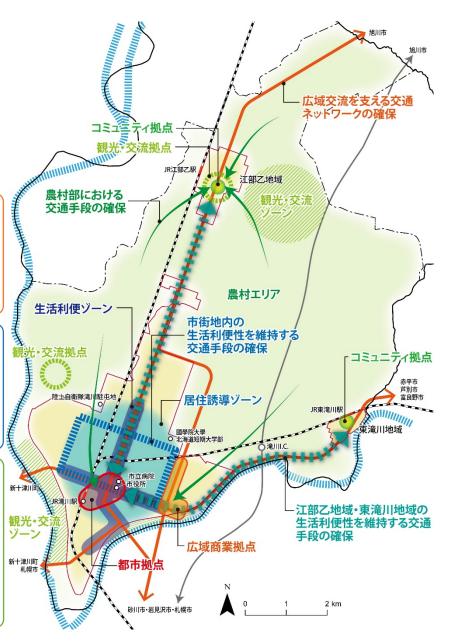
- ●都市拠点···JR 滝川駅~市役所周辺に おける拠点機能の強化と魅力創造
- ●広域商業拠点…国道 12 号滝川バイパ ス沿道における商業機能の確保 等

生活機能と公共交通が一体となった 利便性の高い市街地を形成

- ●生活利便ゾーン…国道沿道における生 活利便機能の維持・確保
- ●居住誘導ゾーン…コンパクトな市街地 の形成と公共施設の適正配置 等

農村部・郊外部における暮らしを 守り、魅力を創造

- コミュニティ拠点…江部乙地域、東滝川 地域における地域コミュニティや交 流活動の拠点となる場の形成
- ●観光・交流拠点/観光・交流ゾーン…自 然環境や地域資源を生かしたさらな る魅力を創造し、交流人口拡大を図 る拠点・ゾーンの形成 等



誘導区域・誘導施設の設定

居住誘導区域の設定

西小学校

滝川西高等学校

JR 滝川駅

国道 451号 滝新バイパス

国道 451.

開西中学校

将来的に一定程度の人口密度を維持するエリア を基本に、居住の安全性と利便性を考慮して設 定します。

《具体的な区域設定の基本的な考え方》

- ①原則として災害リスクの大きいエリアは含めない
- ②生活利便施設の維持が見込まれる人口密度がある程度確 保されるエリアを設定する
- ③公共交通ネットワークが維持できるエリアを設定する ④現状で、都市基盤(道路)が狭隘で脆弱なエリアは含め

滝川第一小学

国道/12号

潼川第:

都市機能誘導区域

美術自然史館

※土砂災害警戒区域及び土砂災害特

別警戒区域に含まれるエリア(約

5.3ha) は、居住誘導を図るエリ

商業施設

医療施設(内科)

子育で支援施設 • 教育施設

1.000 m

アとして扱いません。

500

都市機能誘導区域の設定

将来都市構造の実現に向けて、何から取り組んで いくのか「選択と集中の意思」を市内外に示すも のと考え設定します。

《具体的な区域設定の基本的な考え方》

- ①居住誘導区域内に設定
- ②都市拠点の核となる施設の立地状況を踏まえて設定(都 市拠点の核となる交通、行政、医療を包含し、主に商業 地域が指定されているエリアを設定/JR 滝川駅を中心と した徒歩圏(800m 圏)、滝川市役所を中心とした徒 歩圏(800m圏)が重なるエリアを中心に設定)

滝川工業高等学校 O スポーツセンター 居住誘導区域 陸 F 自衛隊滝川駐屯地

明苑中学校

[]] 都市計画区域

□用途地域範囲

◯ 居住誘導区域

用途地域名

都市機能誘導区域

土砂災害特別警戒区域·警戒区域

第一種低層住居専用地域

第一種住居地域

第二種住居地域

準住居地域

商業地域

工業地域

準工業地域

近隣商業地域

第二種低層住居専用地域

第一種中高層住居専用地域

第二種中高層住居専用地域

北海道短期

国道1

誘導施設の設定

滝川市の魅力や求心力を高 める施設と、都市機能が都市機 能誘導区域外に転出すること で、都市構造や公共交通の維持 に影響を与える施設などを位 置付け、都市機能誘導区域への 立地を誘導します。

《誘導施設の設定の視点》

- ・都市拠点としての求心力・魅力、 生活の質を高める施設
- ・都市構造に影響を与える施設
- ・ 新たに立地を誘導すべき施設
- ・ 今後も区域内に立地することが望 ましく、機能を維持し続けること が求められる施設

《誘導施設一覧》

①緑地、広場、②ホール、 ③スーパーマーケット、 ④屋内遊戯施設、⑤病院・ 診療所 (產科)、⑥運動施設 (フィットネス等)、温浴施 設、⑦こども発達支援セン ター、⑧保健センター、⑨ 幼稚園、10保育園、認定こ ども園、11図書館、12科学 館、13官公庁施設

※届出制度

- •居住誘導区域外で住宅を含 お開発行為及び建築等行為 を行う場合や、都市機能誘 導区域外で誘導施設を含め た開発行為及び建築等行為 を行う場合は、市長への届 出が必要です。
- 詳細は、市公式ホームペー ジでご確認又は直接担当課 にお問い合わせ下さい。